

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、住民基本台帳管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県稲敷市長

公表日

令和2年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いたコンビニでの住民票の写し等の交付</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、当市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名管理システム、コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第5号ロ、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ及び第18号 第3条第6号ロ、第11号ハ及び第12号ハ 第4条第2号ハ 第6条第3号、第7号ロ、第8号ロ及び第16号 第7条第1号ロ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ロ及び第5号ロ 第8条第1号ニ、第2号ニ及び第4号 第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ及び第5号ロ 第12条第1号ロ、第2号イ、第3号ロ、第4号ハ、第5号、第6号イ及び第8号ハ 第13条第1号ロ及び第2号ニ 第14条第1号ロ、第2号ロ及び第3号ハ 第16条 第20条第8号ロ 第22条第1号ニ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号 第22条の3第3号、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ及び第8号 第22条の4第1号及び第2号ニ、同第2項第1号及び第2項ホ、同第3項第1号及び第2号ホ、同第4項第1号及び第2号ホ 第23条第3号 第24条第3号 第24条の2第4号ロ、第8号ハ、第9号ハ及び第10号 第24条の3第2号 第25条第8号ロ、第9号及び第10号 第26条の3第1号ロ、第2号、第3号ロ及び第4号 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ハ 第28条第1号ホ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号 第31条第1号ホ、第2号ニ及び第5号ホ 第31条の2第5号ロ、第9号ハ、第10号ハ及び第11号 第31条の3第2号 第32条第1号ロ及び第2号ロ 第33条第4号 第37条第1号ロ及び第2号イ 第38条第1号ロ 第39条第4号 第40条第1号ロ、第2号及び第3号ロ 第41条第1号及び第2号 第43条第1号ロ及び第5号ハ 第43条の3第2号 第43条の4第1号ニ及び第2号 第44条の2第2号 第45条第2号 第47条第2号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第5号ハ、第6号ハ、第7号ハ、第8号ハ、第9号ハ、第10号ハ、第11号ハ、第12号ハ、第13号ハ、第14号ハ、第15号ハ、第16号ハ、第17号ロ、第18号ハ、第19号ハ、第22号ハ及び第23号ハ 第48条 第49条の2第2号 第50条第1号、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ及び第5号ロ 第51条第2号、第3号、第4号ロ、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号 第53条第2号ハ、第3号ホ及び第5号ハ 第55条第1号ハ、第6号ロ、第7号ロ、第9号ロ、第10号ロ及び第11号ロ 第56条 第57条 第58条第1号ロ及び第2号ロ 第59条第2号 第59条の2第1号ハ、第2号、第3号、第4号及び第5号 第59条の3第1号ニ、第2号ニ及び第4号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民窓口課
②所属長の役職名	市民窓口課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課・市民窓口課 電話029-892-2000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 市民窓口課 電話029-892-2000

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第3号ロ、第6号ハ、第7号ロ及び第12号ハ 第3条第3号ロ、第7号ハ及び第8号ロ 第4条第2号ハ 第6条第2号、第6号ロ及び第7号 第7条第1号ロ及び第2号ロ 第8条第1号ハ、第2号ハ、第3号、第4号及び第5号 第10条第1号ロ、第2号及び第3号 第12条第1号又、第2号ハ及び第3号又 第13条第1号ロ及び第2号ロ 第14条第1号及び第2号 第15条 第16条第1号、第2号及び第3号 第20条第8号ロ 第22条第1号二、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号 第23条第2号 第24条 第25条第8号ロ、第9号、第10号及び第11号 第27条第1号、第2号及び第3号 第28条第1号ホ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号 第31条第1号ホ、第2号二及び第5号ホ 第32条第1号ロ及び第2号ロ 第33条第4号 第37条第1号ロ及び第2号 第38条第1号ロ 第39条第3号 第41条第1号及び第2号 第43条第1号ロ 第45条 第47条第2号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第5号ハ、第6号ハ、第7号ハ、第10号ハ及び第11号ハ 第48条第50条第1号、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ及び第5号ロ 第51条第2号、第3号、第4号ロ、第5号、第6号、第8号、第9号、第</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第5号ロ、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ及び第18号 第3条第6号ロ、第11号ハ及び第12号ハ 第4条第2号ハ 第6条第3号、第7号ロ、第8号ロ及び第16号 第7条第1号ロ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ロ及び第5号ロ 第8条第1号二、第2号二及び第4号 第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ及び第5号ロ 第12条第1号ロ、第2号イ、第3号ロ、第4号ハ、第5号、第6号イ及び第8号ハ 第13条第1号ロ及び第2号二 第14条第1号ロ、第2号ロ及び第3号ハ 第16条 第20条第8号ロ 第22条第1号二、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号 第22条の3第3号、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ及び第8号 第22条の4第1号及び第2号二、同第2項第1号及び第2項ホ、同第3項第1号及び第2号ホ、同第4項第1号及び第2号ホ 第23条第3号 第24条第3号 第24条の2第4号ロ、第8号ハ、第9号ハ及び第10号 第24条の3第2号 第25条第8号ロ、第9号及び第10号 第26条の3第1号ロ、第2号、第3号ロ及び第4号 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ハ 第28条第1号ホ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号 第31条第1号ホ 第2号二及び第5号ホ</p>	事後	
令和1年6月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部市民課	市民生活部市民窓口課	事後	
令和1年6月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 宮本 庄一	市民窓口課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課・市民窓口課 電話029-892-2000	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 市民窓口課 電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更	⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更	事後	
令和1年6月20日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		⑩個人番号カードを用いたコンビニでの住民票の写し等の交付 を追加	事後	
令和1年6月20日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー	住民記録システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, 宛名管理システム, コンビニ交付システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月12日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和11年11月12日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第5号ロ、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ及び第18号 第3条第6号ロ、第11号ハ及び第12号ハ 第4条第2号ハ 第6条第3号、第7号ロ、第8号ロ及び第16号 第7条第1号ロ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ロ及び第5号ロ 第8条第1号ニ、第2号ニ及び第4号 第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ及び第5号ロ 第12条第1号ロ、第2号イ、第3号ロ、第4号ハ、第5号、第6号イ及び第8号ハ 第13条第1号ロ及び第2号ニ 第14条第1号ロ、第2号ロ及び第3号ハ 第16条 第20条第8号ロ 第22条第1号ニ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号 第22条の3第3号、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ及び第8号 第22条の4第1号及び第2号ニ、同第2項第1号及び第2項ホ、同第3項第1号及び第2号ホ、同第4項第1号及び第2号ホ 第23条第3号 第24条第3号 第24条の2第4号ロ、第8号ハ、第9号ハ及び第10号 第24条の3第2号 第25条第8号ロ、第9号及び第10号 第26条の3第1号ロ、第2号、第3号ロ及び第4号 第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ハ 第28条第1号ホ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号 第31条第1号ホ 第2号ニ及び第5号ホ</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号ハ 第2条第5号ロ、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ及び第18号 第3条第6号ロ、第11号ハ及び第12号ハ 第4条第2号ハ 第6条第3号、第7号ロ、第8号ロ及び第16号 第7条第1号ロ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ロ及び第5号ロ 第8条第1号ニ、第2号ニ及び第4号 第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ及び第5号ロ 第12条第1号ロ、第2号イ、第3号ロ、第4号ハ、第5号、第6号イ及び第8号ハ 第13条第1号ロ及び第2号ニ 第14条第1号ロ、第2号ロ及び第3号ハ 第16条 第20条第8号ロ 第22条第1号ニ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号 第22条の3第3号、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ及び第8号 第22条の4第1号及び第2号ニ、同第2項第1号及び第2項ホ、同第3項第1号及び第2号ホ、同第4項第1号及び第2号ホ 第23条第3号 第24条第3号 第24条の2第4号ロ、第8号ハ、第9号ハ及び第10号 第24条の3第2号 第25条第8号ロ</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月3日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていないなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付</p>	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていないなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月3日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	事後	
令和2年9月8日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月8日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	